

実績評価書

平成21年8月

評価の対象となる施策目標	雇用保険制度の安定的かつ適正な運営及び求職活動を容易にするための保障等を図ること
--------------	--

1. 政策体系上の位置付け等

基本目標	IV	経済・社会の変化に伴い多様な働き方が求められる労働市場において労働者の職業の安定を図ること
施策目標	4	求職活動中の生活の保障等を行うこと
施策目標	4-1	雇用保険制度の安定的かつ適正な運営及び求職活動を容易にするための保障等を図ること
個別目標 1	セーフティネットとして財政が安定していること ※重点評価課題14（雇用保険の適用範囲の拡大・雇用保険料率の引き下げ） (評価対象事務事業) ・雇用保険の運営に関する事務	
個別目標 2	雇用保険の給付を適正に行うこと (評価対象事務事業) ・雇用保険の運営に関する事務	
施策の概要（目的・根拠法令等） 目的等：労働者が失業してその所得の源泉を喪失した場合、労働者について雇用の継続が困難となる事由が生じた場合及び労働者が自ら職業に関する教育訓練を受けた場合に、生活及び雇用の安定並びに就職の促進のために失業等給付を支給する。 根拠法令等：雇用保険法第1条（昭和49年法律第116号） 【参考ホームページ】 雇用保険制度の概要： http://www.hellowork.go.jp/html/info_1_h2.html		
主管部局・課室 職業安定局雇用保険課（個別目標1, 2）		

2. 現状分析（施策の必要性）

厳しい雇用失業情勢を踏まえ、非正規労働者に対するセーフティネット機能及び離職者に対する再就職支援機能の強化を図るため、雇用保険制度について、公労使の三者構成による審議会（労働政策審議会職業安定分科会雇用保険部会）において、検討が行われ、2009（平成21）年1月7日に報告書が取りまとめられた。この報告を踏まえ、同年1月20日に「雇用保険法等の一部を改正する法律案」を2009年通常国会に提出し、同年3月27日に成立した（一部を除き、同年3月31日施行）。
改正の主な内容は以下のとおり。

- i 非正規労働者に対するセーフティネットの機能の強化
運用上の適用基準である「1年以上の雇用見込み」を「6か月以上」に緩和し、適用範囲を拡大した上で、契約更新がされなかったため離職した有期契約労働者について、被保険者期間が6か月で受給資格を得られるようにするとともに、解雇等の離職者と同様の給付日数とする。
- ii 再就職が困難な場合の支援の強化
解雇や労働契約が更新されなかったことによる離職者について、年齢や地域を踏まえ、特に再就職が困難な場合に、給付日数を60日分延長する。

- iii 安定した再就職へのインセンティブ強化
再就職手当について、給付率の引上げ・支給要件の緩和を行い、また、常用就職支度手当について、給付率の引上げ・支給対象者の拡大を行う。
- iv 育児休業給付の見直し
平成22年3月末まで給付率を引き上げている暫定措置を当分の間延長するとともに、休業中と復帰後に分けて支給している給付を統合し、全額を休業中に支給する。
- v 雇用保険料率の引下げ
失業等給付に係る雇用保険料率を、平成21年度に限り、現行の1.2%から0.8%に引き下げる。

3. 施策目標に関する評価

施策目標に係る指標 (達成水準/達成時期) ※【 】内は、目標達成率(実績値/達成水準)						
		H16	H17	H18	H19	H20
1	収入額(単位:億円) (-)	25,377 【-】	28,978 【-】	28,764 【-】	22,214 【-】	集計中
2	支出額(単位:億円) (-)	17,416 【-】	16,972 【-】	15,261 【-】	14,917 【-】	集計中
3	積立金残高(単位:億円) (-)	16,026 【-】	28,032 【-】	41,535 【-】	48,832 【-】	集計中
4	不正受給の件数 (前年度以下/平成20年度)	11,716 【92.7%】	9,855 【115.9%】	8,140 【117.4%】	7,346 【109.8%】	7,101 【103.4%】

(調査名・資料出所、備考)
資料出所：労働保険特別会計雇用勘定の決算及び業務統計による。
備考：指標1～3については現在集計中であり、平成21年9月頃公表予定である。

【参考】厚生労働省ホームページ
<http://www.mhlw.go.jp/wp/yosan/other/syoch06/dl/7.pdf>

施策目標の評価
<p>【有効性の観点】 雇用保険制度のうち失業等給付については、支出が収入を上回る場合には積立金を取り崩すこととしており、また、雇用情勢の急激な悪化による受給者の急激な増加により、毎会計年度において、徴収保険料額及び国庫負担の合計額と失業等給付額との差額をその会計年度末における積立金に加減した額が失業等給付額を下回った場合には法律改正を経ずに弾力条項による保険料率の引き上げを行うことができる等、セーフティネットとして財政の安定を図るために有効な制度設計となっている。 平成19年度は収支バランスは安定したものとなり、必要な給付に支障を来すことはなかった。</p> <p>【効率性の観点】 上記「有効性の観点」でも述べたとおり、一定の場合には法律改正を経ずに弾力条項による保険料率の引き上げを行うことができ、他方、毎会計年度において徴収保険料額及び国庫負担の合計額と失業等給付額との差額をその会計年度末における積立金に加減した額が失業等給付額の2倍に相当する額を超える場合には法律改正を経ずに弾力条項による保険料率の引き下げを行うことができる等、財政の運営を効率的に図ることができる制度設計となっている。</p> <p>【総合的な評価】 雇用失業情勢の悪化を受け、平成20年度の受給者実人員(年度月平均)は607千人と前年度より7.1%増加しており、また、基本手当給付額も前年度より増加する見込みである(個別目標2のアウトプット指標5及び6参照)。ただし、平成20年度の失業等給付関係においては、収入が支出を上回る見込みである。 また、失業等給付に係る不正受給件数については減少傾向が続いており、支給業務を</p>

担当する公共職業安定所において、法令等に基づき概ね適正な給付が行われたものと考えられる。

したがって、施策目標（雇用保険制度の安定的かつ適正な運営及び求職活動を容易にするための保障等を図ること）について、達成できたものと考えられる。

なお、雇用保険制度については、厳しい雇用失業情勢を踏まえ、

- ① 非正規労働者の適用基準を緩和し、適用範囲を拡大
 - ② 雇止めの場合の受給要件の緩和
 - ③ 再就職の支援が特に必要な方に対する給付日数を60日分延長する個別延長給付の創設
- 等のセーフティネット機能等の強化を図ったものである。

4. 個別目標に関する評価

個別目標1

セーフティネットとして財政が安定していること

個別目標に係る指標

アウトカム指標

(達成水準/達成時期)

※【 】内は、目標達成率(実績値/達成水準)

	H16	H17	H18	H19	H20
収入額(単位:億円)	25,377	28,978	28,764	22,214	集計中
(-)	【-】	【-】	【-】	【-】	
支出額(単位:億円)	17,416	16,972	15,261	14,917	集計中
(-)	【-】	【-】	【-】	【-】	
積立金残高(単位:億円)	16,026	28,032	41,535	48,832	集計中
(-)	【-】	【-】	【-】	【-】	

(調査名・資料出所、備考)

資料出所：労働保険特別会計雇用勘定の決算による。

備考：指標1～3については現在集計中であり、平成21年9月頃公表予定である。

【参考】厚生労働省ホームページ

<http://www.mhlw.go.jp/wp/yosan/other/syoch06/dl/7.pdf>

個別目標1に関する評価(個別目標を達成するための事務事業(評価対象事務事業)の評価、特に「今後の課題」を踏まえ主に有効性及び効率性の観点から)

雇用保険制度のうち失業等給付については、

支出が収入を上回る場合には積立金を取り崩すこととしており、また、雇用情勢の急激な悪化による受給者の急激な増加により毎会計年度において徴収保険料額及び国庫負担の合計額と失業等給付額との差額をその会計年度末における積立金に加減した額が失業等給付額を下回った場合には法律改正を経ずに弾力条項による保険料率の引き上げを行うことができ、他方、毎会計年度において徴収保険料額及び国庫負担の合計額と失業等給付額との差額をその会計年度末における積立金に加減した額が失業等給付額の2倍に相当する額を超える場合には法律改正を経ずに弾力条項による保険料率の引き下げを行うことができる等、財政の運営を効率的に図ることができる制度設計となっている。

平成19年度は収支バランスは安定したものとなり、必要な給付に支障を来たことはなかった。

以上より、セーフティネットとしての財政の安定という目標は達成したものとする。

個別目標を達成するための事務事業(評価対象事務事業)の評価

事務事業名	雇用保険の運営に関する事務
平成20年度 予算額等	94,524百万円(補助割合:「国」/「」/「」) 一般会計、年金特会、労働保険特会、その他()
平成20年度 決算額	集計中
	本省、厚生局、労働局(監督署、安定所、均等室)、検疫所

実施主体	都道府県、市区町村、独立行政法人、社会福祉法人、公益法人 その他（ ）				
事業の概要・必要性（事業の目的、対象、事業内容、事業の必要性等）					
雇用保険の受給資格者等に対する失業等給付の支給に関する事務（失業の認定、各種給付の支給、相談・指導等）及び適用事業所に対する適用に関する事務（被保険者資格の取得・喪失、相談・指導等）を行う。					
政府決定・重要施策との関連性					
新たな雇用対策について（平成20年12月9日新たな雇用対策に関する関係閣僚会合決定）など					
事業(予算)実績等	H16	H17	H18	H19	H20
予算推移（補正後） （百万円）	95,799	93,448	91,837	93,650	94,524
予算事業数等	—	—	—	—	—
事業実績数等	—	—	—	—	—
実施状況の評価と今後の課題（改善点については期限を示す。）					
雇用保険の運営に関する事務については、必要な給付等に支障を来たすことなく、適正に行えたと考える。引き続き、適正な業務運営を徹底する。					

個別目標2					
雇用保険の給付を適正に行うこと					
個別目標に係る指標					
アウトカム指標 （達成水準／達成時期）					
※【 】内は、目標達成率（実績値／達成水準）					
	H16	H17	H18	H19	H20
不正受給の件数（件） （前年度以下／平成20年度）	11,716 【92.7%】	9,855 【115.9%】	8,140 【117.4%】	7,346 【109.8%】	7,101 【103.4%】
（調査名・資料出所、備考） 資料出所：業務統計による。					
個別目標2に関する評価（個別目標を達成するための事務事業（評価対象事務事業）」の評価、特に「今後の課題」を踏まえ、主に有効性及び効率性の観点から）					
支給業務を担当する公共職業安定所において、法令等に基づき概ね適正な給付が行われた。失業等給付に係る不正受給については、未然防止に努めるとともに、疑いのある事案が発見された場合には速やかに調査を行い、厳正に対処した。以上により、雇用保険の給付を適正に行うという目標は達成したものと考える。					
参考統計					
適用状況	H16	H17	H18	H19	H20
適用事業所数（年度月平均） （単位：千所）	2,002	1,998	2,006	2,018	2,021
新規適用事業所数 （単位：千所）	83	88	95	100	85
廃止事業所数 （単位：千所）	89	89	86	89	90
被保険者数（年度月平均） （単位：千人）	34,694	35,296	36,138	37,128	37,818
失業等給付の給付状況					
基本手当基本分（受給者実人員） （単位：千人）	682	628	583	567	607

基本手当基本分（給付額） （単位：億円）	10,506	9,409	8,571	8,278	集計中
再就職手当（受給者数） （単位：千人）	66	319	367	365	347
再就職手当（給付額） （単位：億円）	94	525	599	598	集計中
教育訓練給付（受給者数） （単位：千人）	231	159	139	123	124
教育訓練給付（給付額） （単位：億円）	239	118	103	90	集計中
雇用継続給付（高年齢者雇用継続給付）（初回受給者数） （単位：千人）	119	104	125	179	200
雇用継続給付（高年齢者雇用継続給付）（給付額） （単位：億円）	1,389	1,256	1,105	1,125	集計中
雇用継続給付（育児休業基本給付金）（初回受給者数） （単位：千人）	112	118	132	149	167
雇用継続給付（育児休業基本給付金）（給付額） （単位：億円）	657	707	759	1,208	集計中
雇用継続給付（介護休業給付）（受給者数） （単位：千人）	5	6	7	7	8
雇用継続給付（介護休業給付）（給付額） （単位：億円）	13	14	15	16	集計中
個別目標を達成するための事務事業（評価対象事務事業）の評価					
事務事業名	雇用保険の運営に関する事務				
平成20年度 予算額等	94,524百万円（補助割合：〔国 / 〕〔 / 〕〔 / 〕 一般会計、年金特会、 労働保険特会 、その他（ ）				
平成20年度 決算額	集計中				
実施主体	本省、厚生局、 労働局 （監督署、 安定所 、均等室）、検疫所 都道府県、市区町村、独立行政法人、社会福祉法人、公益法人 その他（ ）				
事業の概要・必要性（事業の目的、対象、事業内容、事業の必要性等）					
雇用保険の受給資格者等に対する失業等給付の支給に関する事務（失業の認定、各種給付の支給、相談・指導等）及び適用事業所に対する適用に関する事務（被保険者資格の取得・喪失、相談・指導等）を行う。					
政府決定・重要施策との関連性					
新たな雇用対策について（平成20年12月9日新たな雇用対策に関する関係閣僚会合決定）など					
事業(予算)実績等	H16	H17	H18	H19	H20
予算推移（補正後） （百万円）	95,799	93,448	91,837	93,650	94,524
予算上事業数等	—	—	—	—	—
事業実績数等	—	—	—	—	—
実施状況の評価と今後の課題（改善点については期限を示す。）					
雇用保険の運営に関する事務については、必要な給付等に支障を来たすことなく、適正に行えたと考える。引き続き、適正な業務運営を徹底する。					

5. 評価結果の分類

1 施策目標に係る指標の目標達成率	
指標1	目標達成率 ー%
指標2	目標達成率 ー%
指標3	目標達成率 ー%
指標4	目標達成率 103.4%
(目標達成率を算定できない場合、その理由) 達成水準を設定していないため。	
2 評価結果の政策への反映の方向性	
i 施策目標の終了・廃止を検討(該当する場合に○)	
ii 施策目標を継続(該当する場合に次のいずれか1つに○)	
(イ) 施策全体として予算規模の縮小等の見直しを検討	
<input checked="" type="checkbox"/> (ロ) 見直しを行わず引き続き実施	
(ハ) 施策全体として予算の新規要求、拡充要求等の見直しを検討	
iii 機構・定員要求を検討(該当する場合に○)	
(理由) 2「現状分析」のとおり、雇用保険制度については、現下の雇用失業情勢を踏まえ、非正規労働者に対するセーフティネット機能及び離職者に対する再就職支援の強化を重点に見直しを行ったところであり、引き続き適正な業務運営を徹底する。	
3 施策目標等に係る指標の見直し(該当するものすべてに○)	
(施策目標に係る指標)	
i 指標の変更を検討	
ii 達成水準又は達成時期の見直しを検討	
(個別目標に係る指標)	
i 指標の変更を検討	
ii 達成水準又は達成時期の見直しを検討	
(理由)	

6. 特記事項

①国会による決議等(総理答弁及び附帯決議等含む。)の該当
(1)有り
(2)具体的記載
総理答弁(平成21年2月2日参議院本会議など)
セーフティネット強化の観点から、雇用保険制度につきまして、非正規労働者が給付を受けやすくなるよう、雇用見込みが6ヵ月以上の者に対しましては適用を拡大するといった見直しを行うことといたしております。
雇用保険法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議(平成21年3月27日参議院厚生労働委員会)
i 今後、雇用保険に未加入の非正規社員等及び失業給付の期間終了後においても職につけない者に対して、衆議院厚生労働委員会において審査中の「求職者支援法案」(民主、社民、国新提出)の趣旨を最大限尊重しつつ、新たに求職中の者の生活支援を含めた雇用対策について早急に検討し実施すること。
ii 今後、必要なすべての労働者に対して雇用保険の適用を目指し、雇用保険法業務取扱要領によって定められている雇用保険の適用基準については、非正規労働者に対するセーフティネット機能の一層の充実強化のため、更なる緩和を検討すること。
iii 今後、失業と同時に健康保険等の無保険者が出現するおそれがあることから、組合健保等の任意継続被保険者となることや国民健康保険への確実な加入が行われるよう、保険料の軽減等適切な運用を行うとともに、周知徹底などあらゆる方策を講ずること。
iv 離職者の離職理由が事業主と離職者とで異なる場合には、離職に至った経緯を十分に考慮する等、実態をよく把握して適切な対応を行うこと。
v 失業等給付などについては、今後、雇用失業情勢の更なる悪化によって安定的な財政運営に支障が出るおそれがあり、現在、本来の負担額の百分の五十五に軽減されている国庫負担の暫定措置については、本来の負担率である四分の一に戻すことを検討すること。

- vi 雇用情勢の急激な悪化に伴い、日雇労働者の求職活動が厳しさを増していることにかんがみ、日雇労働求職者給付金の受給要件の見直しを含め制度が活用されるよう一層の周知徹底を図ること。
- vii いわゆるマルチジョブホルダーについて、雇用保険制度の適用・給付に向けた検討を行うこと。
- viii 基本手当については、所得保障を通じて再就職を支援する雇用保険のセーフティネットとしての役割にかんがみ、最低保障の在り方や、給付日額、給付日数等について検討すること。
- ix 再就職が困難な障害者等に対して、きめ細かな相談体制を充実するとともに、必要な訓練の受け皿を確保した上で、雇用保険の訓練延長給付も活用して再就職支援を行い、雇用保険の受給が終了した後も生活の不安なく訓練を受けられるよう支援を行うことについて、早急に検討すること

②骨太の方針・各種計画等政府決定等の該当

- (1) 有り
- (2) 具体的内容
新たな雇用対策について（平成20年12月9日新たな雇用対策に関する関係閣僚会合決定）など
非正規労働者のセーフティネット機能・再就職支援機能の強化を重点に、以下のような雇用保険制度の見直しを行う。雇用保険の国庫負担については、雇用対策に政府が責任を担うべきであることから、その廃止・削減を行うべきでない。
 - i 非正規労働者に関する適用基準である「1年以上の雇用見込み」を「6か月以上」に緩和し、適用範囲を拡大する。
 - ii 契約更新がされなかった有期契約労働者の受給資格要件（現行1年）を6か月に緩和し、6か月以上1年未満で雇い止めされた労働者も給付の対象とするとともに、特例的に給付日数を解雇等の離職者並みに充実する。
 - iii 年齢、地域を踏まえ、特に再就職が困難な場合についての給付日数を特例的に60日分延長する。
 - iv 安定した再就職へのインセンティブ強化のため、早期に再就職した場合に支給される再就職手当等について特例的に給付率を引き上げるとともに、一部受給要件を撤廃する。
 - v 育児休業給付の暫定措置（給付率50%と10%引き上げ）を継続するとともに、全額を休業期間中に支給する。
 - vi 失業給付受給中に職業訓練を受講する者に対する手当を引上げる。

③審議会の指摘

- (1) 有り
- (2) 具体的内容
雇用保険部会報告（平成21年1月7日）
【参考】厚生労働省ホームページ
<http://www.mhlw.go.jp/houdou/2009/O1/dl/hO107-1a.pdf>

④研究会の有無

- (1) 無し

⑤総務省による行政評価・監視及び認定関連活動等の該当

- (1) 無し

⑥会計検査院による指摘

- (1) 有り
- (2) 具体的内容
平成19年度決算検査報告において、雇用保険の失業等給付金の支給が適正でないものがあるとの指摘を受けた。

7. 本評価書に関連する他の実績評価書

なし